

**国連経済社会理事会**  
(Economic and Social Council: ECOSOC)

令和2年6月  
地球規模課題総括課

1 経済社会理事会は、国連総会、安全保障理事会と並ぶ国連の主要機関の一つ。

2 任務、活動

経済、社会、文化、教育、保健、人権分野の国際事項について研究と報告を行い、国連総会、国連加盟国、関係専門機関に勧告を行い、また勧告を通じて専門機関の活動を調整すること（国連憲章第62条、63条、64条）。

3 組織

国連総会により選出される54か国で構成（国連憲章第61条）。任期は3年で、再選は可能。毎年3分の1の18か国ずつ改選される。

（経済社会理事会の理事国は国連創立当初から64年までは18か国、65年から72年までは27か国、73年以降現在の54か国へと拡大。）

4 下部機関

経済社会理事会の下には、多くの機能委員会、常設委員会、地域経済委員会、専門家委員会が下部機関として設置されている。

【主な下部機関】

統計委員会

人口開発委員会

社会開発委員会

婦人の地位委員会

アジア太平洋経済社会委員会（E S C A P）

NGO委員会 他

5 我が国の貢献

我が国は、経済社会理事会理事国（最近の任期は2018－2020年であり、これは通算19期目。）として、経済・社会・開発分野での国連の取組に貢献。特に、経済社会理事会の各種フォーラムを活用して、持続可能な開発のための2030アジェンダ策定に貢献したほか、人間の安全保障、国連防災世界会議等の防災分野、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）等における我が国の取組を積極的に発信し、経済社会理事会の強化に貢献。

（了）